

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します

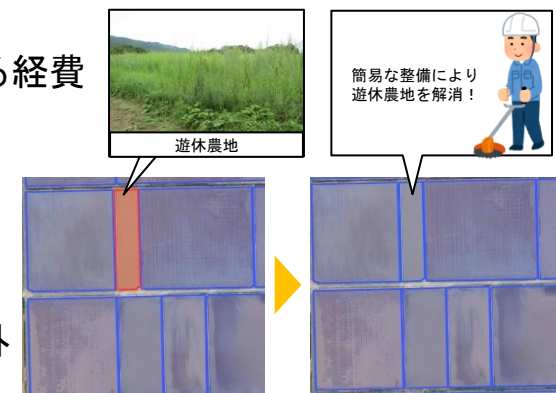
【対象農地】

- 1 地域計画の目標地図において、受け手（耕作者）が位置付けられていない、草刈り等の簡易な整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
 - 2 機構が10年以上の農地中間管理権を設定すること
 - 3 機構が遊休農地を借り受け、解消した年度の翌年度までに担い手に貸付け等が見込まれること
- ※ 所有者不明農地は対象外

【事業内容】

遊休農地の簡易な整備に係る補助

- 整備内容：草刈り、除礫、抜根、耕起、整地等に必要な資材費、機械工費、委託料、労務費及びその他必要と認められる経費
- 実施主体：農地中間管理機構、市町村
※個人・法人等に対し、機構から作業委託可
- 交付金額：上限183千円／10a（国43千円、県140千円）
 - ・整備全体に対する交付額
 - ・畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外
 - ・抜根について、農業生産を目的に新植・改植された樹木は対象外
 - ・整備費が交付額を超えた場合は、出し手又は受け手からの徴収
 - ・県単事業、市町村単独事業と重複可能



遊休農地解消対策事業の取組イメージ